

基本計画の位置づけ等

これまでの検討の経緯（基本構想より抜粋）

H27

劣化診断調査及び施設整備検討資料作成業務

- ・ 建築や設備等の劣化状況や竣工後に改正された法適合状況について、総合的に調査を実施。

H29

長寿命化等整備手法検討業務

- ・ 庁舎の耐震化の手法や長寿命化に必要な対策について、比較検討を実施。
- ・ 併せて、庁内で検討会（全5回）を実施。

R2

執務環境等調査業務

- ・ 文書量や物品量、会議室や執務室の使用状況等について調査を行い、執務環境の現状と課題の把握、本来必要とされる庁舎面積のシミュレーションを実施。

R4-5

耐震診断業務（再診断）

- ・ 平成9年に実施した耐震診断以降の大地震の影響や庁舎の劣化を踏まえて、再度耐震診断を実施。

R5-6

県庁舎の在り方に関する懇談会

建築、都市計画、経済、行政等の有識者により構成され、職員数の将来見通しや庁舎規模、整備手法、整備財源、ライフサイクルコスト、整備地区などについて議論。

R6

岩手県庁舎の在り方に関する報告書

県庁舎の在り方に関する懇談会での議論を踏まえ、50年先、100年先を見据えた県庁舎の在り方を整理したものととして報告書を取りまとめた。

R7

岩手県庁舎再整備懇話会

県庁舎の在り方に関する懇談会の構成員に加え、建築計画、防災の有識者に参画いただき、在り方報告書を踏まえた整備事業の基本理念や基本方針、庁舎規模、整備費用、コスト、整備方針等について議論。

R7

岩手県庁舎再整備基本構想

県庁舎再整備の根本的な考え方となる基本理念や基本方針を明確に定めた上で、再整備の方向性を示すものとして取りまとめた。

基本計画の目的と位置づけ

令和8（2026）年3月に策定した「岩手県庁舎再整備基本構想」においては、県庁舎再整備の基本的な考え方となる基本理念や基本方針を定め、整備パターンの比較により整備の方向性を示しました。

本基本計画は、この基本構想を踏まえ、次の段階である基本設計に向けて、庁舎の機能、規模、配置計画等の具体化を図るものです。そして、これらを踏まえ、機能別計画、施設計画、維持管理計画、事業計画について検討・整理し、事業の実現に向けた基本的な枠組みを明らかにします。

【基本計画の位置付け】

R5・6	在り方検討	将来を見据えた県庁舎の在り方を整理
R7	基本構想	基本理念・基本方針、庁舎規模、事業費、整備の方向性を検討
R8	基本計画	機能、規模等の具体化及び機能別計画、施設計画等の検討・整理
	基本設計	新庁舎・知事局棟の基本性能を決定
R9～	実施設計	新庁舎建設工事・知事局棟改修工事に必要な設計図書を作成
	工事	設計図書に基づいて、新庁舎を建設・知事局棟を改修